

告示第603号

令和8年4月23日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

まぐまっこ a s o b i b a 1 0 0 認定事業に係る周知広報及びステッカー制作業務委託契約における企画提案競技参加者の資格について（告示）

まぐまっこ a s o b i b a 1 0 0 認定事業に係る周知広報及びステッカー制作業務委託契約における企画提案競技に参加する者に必要な資格を次のとおり定めたので告示します。

なお、この契約に係る企画提案競技に参加する資格を得ようとする者は、下記要領により、企画提案競技参加申込書を提出してください。

記

1 業務の概要

こどもまんなか社会の取組を推進するため、鹿児島市が、こどもや子育て家庭が天候に左右されずに楽しめる遊び場やこども連れでも入りやすい店舗等を「まぐまっこ a s o b i b a 1 0 0」に認定する事業を推進するに当たり、より多くの店舗等の応募につながるよう周知広報を行うとともに、認定された店舗等に掲示するステッカーを制作する。

2 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) この告示の日（以下「告示日」という。）以後の期間において鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154条）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生

法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (6) 鹿児島市内に主たる事務所又は営業所を有する者であること。
- (7) 納期の到来している鹿児島市税を完納していること。
- (8) この企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (9) 契約後、この業務委託を処理できる経営の状況にあること。
- (10) 令和5年以降に、国又は地方公共団体が実施する本業務と類似した業務（周知広報業務又はステッカー制作業務）を受託した実績があること。

3 参加申込要領

(1) 受付期間

告示日から令和8年5月12日（火）まで（同月7日（木）を除く。）

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで（ただし、令和8年5月12日（火）は午後3時まで）

(3) 交付場所、提出先及び問い合わせ先

鹿児島市与次郎一丁目10番17号

鹿児島市こども未来局こども政策課交流係（すこやか子育て交流館3階）

電話 099-812-7740

電子メールアドレス kodo-kouryu@city.kagoshima.lg.jp

(4) 提出方法は、直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）

- (5) この業務委託契約に係る企画提案競技に関する参加申込書、実施要領、様式集その他必要な情報は、鹿児島市ホームページ（<http://city.kagoshima.lg.jp>）において入手することができる。

4 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 企画提案競技参加申込書（様式第1）
- (2) 事業者概要及び実績表（様式第2）
- (3) 鹿児島市発行の市税に滞納がないことの証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの。写し可）
- (4) 商業登記簿謄本（写し可。個人の場合は不要）
- (5) 身分証明書（写し。個人の場合のみ必要）
- (6) 直前1期分の貸借対照表、損益計算書の写し
- (7) 前年分所得税の確定申告書（第1表）（写し。個人の場合のみ必要）

5 提出部数

各 1 部

6 注意事項

鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登録されている者は、4の(4)から(7)までに掲げる書類の提出を省略することができる。